

嬉野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期監査結果を次のとおり公表する。

令和8年3月18日

嬉野市監査委員 三根 清和

嬉野市監査委員 大久保 正人

第1 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年12月31日までに執行された事務事業

第2 監査の日程

令和8年2月6日～3月16日

期 日	監査対象及び実施内容
2月 6日(金)	【備品検査】 総務・防災課、財政課、企画政策課、農業政策課、子育て未来課、新幹線・まちづくり課、観光商工課、建設課、環境下水道課、農林整備課、教育総務課
2月 9日(月)	【書類審査及び事情聴取】 財政課、議会事務局、税務課
2月10日(火)	会計課、企画政策課、広報・広聴課、文化・スポーツ振興課
2月12日(木)	子育て未来課、健康づくり課、市民課、福祉課 総務・防災課、選挙管理委員会事務局
2月16日(月)	観光商工課、茶業振興課、農業政策課、農業委員会事務局
2月17日(火)	教育総務課、学校教育課、環境下水道課、建設課、農林整備課、新幹線・まちづくり課、監査委員事務局
3月16日(月)	監査委員による合議

第3 監査の項目

- (1) 職員の配置状況及び事務分担について
- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 附属施設の状況について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入・歳出執行状況について
- (6) 予算の流用・充用状況について
- (7) 超過勤務状況について
- (8) 備品について
- (9) 公用車について

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、前述した監査の項目について、各課から提出された関係資料の内容を審査するとともに、不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令及び嬉野市監査委員監査基準にのっとり、最小の経費で最大の市民サービスが実施されているかに重点をおき、監査を実施した。

第5 監査の結果

本年度から導入された文書管理システムについて、嬉野市文書規程との運用面で一部不備が認められた。文書管理システムを理解した上で、規程の通りに取り扱う必要があり、円滑な執行を図るためには、文書管理システムの運用細則の早急な策定と周知徹底が必要である。

新庁舎移転を契機とした自治体フロントヤード改革などの DX 推進事業については、事業を効率的に推進するとともに、市民サービスの向上につながるよう取り組むことが望まれる。

監査の結果について項目ごとに、所見及び指摘・検討事項を記載する。

1. 職員の配置状況及び事務分担について

日常業務及び新庁舎建設に係る業務、地方創生臨時交付金に係る低所得者支援事業、物価高騰対策事業、定額減税補足給付金事業など、おおむね順調に事務は執行されている。

人員の配置については、おおむね適切な職員配置となっているが、中途退職が見られる中で、一部の部署においては人員不足が見られ、特に事業課では技術職員に多く見られた。限られた職員体制の中で事業計画を策定し、計画的な業務執行に努められているが、技術職員の不足が解消されていない状況にある。業務の円滑な執行を図るためには、早急な人材確保の対応が必要である。

業務量は増加していく傾向の中で、業務改革を推進し、適正な人員及び配置を検討する必要があり、職員の心身の健康維持には十分な配慮をもって、事務処理に遅滞、遺漏のないよう適正な職員配置に努めていただきたい。

2. 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、おおむね順調に執行されているが、一部の部署において、取り組み方や業務遂行に対する姿勢に差異が見受けられた。年間事業計画に基づいた各部署において全体的な取組を図り、経済的かつ効率的な執行に努めていただきたい。

各事業1件50万円以上の事務事業について、40件を抽出し、その執行について精査した結果、一部不備がみられる中で、特に文書管理システムにおいて、不適切な処理となっている。

- (1) 通知文書及び関係部署への供覧に係る合議日について、決裁日との相違が確認された。
- (2) 收受文書を別の簿冊で受付け、後でまとめて起案したものが見られた。
- (3) 契約日が決裁日前の日付になっている。

また、財政援助団体監査時に指摘した同様の書類の不備、交付申請書の金額の訂正、契約書等の不備も見られた。

3. 付属施設の状況について

付属施設の管理・運営については、指定管理者制度の導入が進んでおり、民間の専門知識を活用することにより、利用者の数が増えるなど一定の成果が見受けられる。しかし、導入した部署においては、見合う効果（集客・費用対効果）の検証がされておらず、事業計画や事業報告書の精査、業務遂行状況の確認を行われたい。

付属施設は、修繕費の増加など老朽化が顕著化している箇所もあり、施設の今後の方向性も含め検討が必要と考えられる。

4. 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

今年10月に開庁予定の新庁舎建設は順調に推移している中、今後は塩田庁舎の利活用整備、医療センター跡地の対応、学校施設の整備などへの財政負担の増大が懸念される。

5. 歳入・歳出執行状況について

(1) 歳入について

事務事業が増大する中で、各歳入においては、引き続きでき得る限りの手法・手段を用いて財源確保が必要である。

税収については、市民税ほか調定額は前年度より増加しているが、収納率は

県の平均と比べて依然と低い状況にある。なお、徴収方法は標準化システムの導入に伴い、集合徴収方式から単税徴収方式へ変更されている。

公平・公正な税負担の実現と自主財源の確保のため、さらなる収納率の向上に取り組まれない。

ふるさと応援寄附金については、サイトの拡充など創意工夫が見られたが、制度改正や物価高騰、返礼品需要の変化、自治体間の競争の激化により、受入額および件数は減少傾向にあるため、取組の拡充を検討されたい。

下水道事業については、令和7年5月に使用料改定を実施したが、物価高騰など諸費の上昇等により維持管理費など経費は増大している状況から、今後も経営環境は厳しい状況が続くものと思われる。

その他、使用料・手数料等各種歳入の厳正な収納については、確実な徴収に努めていただきたい。

(2) 歳出について

歳出については、通常の業務に、国の政策である定額減税調整給付金不足額給付事業などが追加されものの、おおむね順調に執行されていたが、一部未執行が見受けられた。事業については、定期的に進捗管理を行うとともに、適正な予算執行に努められたい。また、補助事業についても、目的に沿った事業が行われているか、定期的な精査に努められたい。

国民健康保険、後期高齢者医療保険については、高度医療、医療費改定等により医療費全体の増加が見込まれており、将来的な財政負担の増大が懸念される状況にある。

6. 予算の流用・充用状況について

予算の流用・充用については、年度当初の充用が見られ、このことは事務事業の把握が不十分であったことに起因する。特に予算編成時においては、計上漏れのないよう十分な精査を行うとともに、執行計画との整合性を確認し、安易な流用・充用は避け、計画的な予算執行に努められたい。

7. 超過勤務状況について

時間外勤務は、例年並みとなった。ただ、一部の部署においては、国の政策に関連する業務により時間外勤務の増加となった。

職員の健康管理に十分配慮するとともに、業務の過重負担とならないよう取り組みを推進されたい。

8. 備品について

備品については、今年度4月から12月末までに購入したものを対象とし検査を実施した。特に大きな不備は見られなかったが、一部、備品シールが剥が

れやすい位置に貼られているなどが見受けられた。

特に、今回検査した消防機庫においては、整理整頓、機材の管理が適切に行われており、良好な状態が保持されていた。

備品の管理運用については、今後も嬉野市財務規則(平成18年嬉野市規則第41号)及び嬉野市備品管理事務取扱要領(平成21年嬉野市訓令第3号)に基づき、今後も適正な備品管理に努めていただきたい。

9. 公用車について

各課管理の公用車において、年式が15年以上経過しているものも複数見受けられたが、走行距離、保有年数を考慮し更新されていることが確認できた。

公用車の維持管理費の増加、また職務に利用する上での安全性が懸念されるため、稼働状況の把握を行うとともに、故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、今後も計画的な車両の更新に努めていただきたい。

来年度より公用車の一元管理が予定されていることから、車両台数の適正化および維持管理費の削減に向けた取組を推進されたい。